

（仮称）仙台市教育構想 2026

【中間素案】

令和 7 年 9 月

仙台市教育委員会

目 次

第1章 （仮称）仙台市教育構想 2026 の 策定について	- 1 -
1. 策定の趣旨	- 2 -
2. 教育構想の位置づけ	- 2 -
3. 計画期間	- 3 -
第2章 教育をめぐる現状と課題	- 5 -
1. 教育をめぐる社会環境の変化	- 6 -
2. 国の動向	- 8 -
3. 仙台市教育構想 2021 における取組状況と課題	- 10 -
第3章 基本理念	- 13 -
第4章 教育施策	- 17 -
1. 教育施策の基本方針	- 18 -
2. 教育施策を進めるための各主体の役割	- 20 -
3. SDGsとの関係	- 21 -
4. 各種施策	- 22 -
基本方針1 一人ひとりが安心して学べる学校教育	- 22 -
基本方針2 主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育	- 25 -
基本方針3 多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育	- 32 -
基本方針4 学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習	- 35 -
基本方針5 学びを支える持続可能な基盤づくり	- 41 -
第5章 教育施策の推進体制	- 49 -
1. 進行管理	- 50 -
2. 関係部局との連携の推進	- 50 -
3. 多様な主体との連携・協働の推進	- 50 -
4. 情報の発信	- 50 -
資料編	- 51 -

第 1 章

（仮称）仙台市教育構想 2026 の 策定について

1. 策定の趣旨

これまで本市では、教育の基本理念や基本方針を定める「仙台市教育構想 2021」を令和 3 年 3 月に策定し、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」という基本理念のもと、6 つの基本方針を掲げ、各種教育施策を推進してきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な活動や交流において一定の制約を受けたほか、社会のグローバル化や A I などの技術革新が急速に進展するなど、社会情勢が目まぐるしく変化するとともに、教育を取り巻く環境についても、取り組むべき課題が複雑化・多様化している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組を振り返り、今後 5 年間の本市教育における基本理念や教育施策の方向性を示す「(仮称) 仙台市教育構想 2026」を策定します。

2. 教育構想の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

教育基本法第 17 条第 2 項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定します。

なお、国では、同法第 17 条第 1 項に基づき、今後の教育施策の方向性を示す「第 4 期教育振興基本計画」(計画期間：令和 5 年度～令和 9 年度)を令和 5 年 6 月に策定しています。

(2) 本市の関連計画との関係

「仙台市基本計画」におけるまちづくりの理念「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～」を共有し、その中で示される教育分野の施策を協働して推進します。また、「仙台市ダイバーシティ推進指針」など、本市の教育に関連する個別の計画等の内容を踏まえ、連携を図りながら、教育の振興に取り組みます。

【主な関連計画】

仙台市基本計画

挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～

仙台市ダイバーシティ推進指針

仙台市高齢者保健福祉計画
・介護保険事業計画

つなぐ・つながる
仙台子ども生活応援プラン

仙台市協働まちづくり推進プラン

いきいき市民健康プラン

仙台市幼児教育の指針

男女共同参画せんだいプラン

仙台市食育推進計画

杜の都環境プラン
(仙台市環境基本計画)

せんだい支えあいのまち
推進プラン

仙台市いじめ防止基本方針

仙台市スポーツ推進計画

仙台市障害者保健福祉計画・
障害福祉計画・障害児福祉計画

せんだいこども若者プラン

仙台市文化芸術推進基本計画

3. 計画期間

国の教育振興基本計画の計画期間が5年であることや、「仙台市教育構想 2021」における期間を5年としたこと、仙台市基本計画が令和12年度でその計画期間を終えることから、本教育構想の期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

第2章

教育をめぐる現状と課題

1. 教育をめぐる社会環境の変化

(1) 将来の予測が困難な時代

現代は、世界的な感染症の流行や国際情勢の不安定化、自然災害の激甚化など、将来の予測困難性が高く、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字をとって「VUCA」の時代とも言われています。こうした変化が激しく、将来の予測が困難な時代においては、多様な他者と協力しながら、変化する環境に柔軟に対応していくことが求められます。

(2) 学校教育におけるICT環境の整備と活用

GIGAスクール構想のもと、学校教育におけるICT化が進められていたことに加え、世界的な感染症の流行などの影響により、児童生徒1人1台の端末整備が実現したほか、オンライン授業の実施やデジタル教材の活用が進むなど、教育現場におけるICT活用が広がっています。今後は、教員のICT活用能力の向上や児童生徒に対する情報モラル教育の充実、家庭との連携強化など、ICTを効果的に活用するための体制整備が求められます。また、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの両立を図るとともに、その基盤となる一人ひとりの情報活用能力を向上させていくことが重要です。

(3) デジタル技術の急速な発展

生成AIやIoT(Internet of Things)などの技術革新が急速に進む中、今後、労働人口の相当規模が技術的にはAIやロボット等に代替される可能性が指摘されています。そうした社会においては、新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといったAIでの代替が難しい能力が、より一層求められます。

(4) グローバル化の進展と多様性の尊重

人や物財、情報の国境を越えた移動が活発化し、多様な文化や価値観を持つ人々との共生が日常的になっています。本市においても、外国人住民数が増加傾向にある中、東北大学の「国際卓越研究大学」認定など、身の回りでのグローバル化がますます進展することが予想されており、異文化への理解や積極的にコミュニケーションを取ろうとする姿勢の重要性が増しています。また、国籍や文化、障害の有無、年齢、家庭環境など社会の多様化が進む中で、一人ひとりが多様な他者を尊重し、調和を取りながら受容していくことが求められます。

(5) 教育に対するニーズの多様化

持続可能な開発目標(SDGs)では、「誰ひとり取り残さない」を理念に、教育分野においては「質の高い教育をみんなに」として、全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育の提供を目標に掲げています。全国的に不登校児童生徒数が増加傾向にあるほか、特別支援教育を受ける児童生徒や外国にルーツのある児童生徒など、こどもたちが置かれた状況が多様化・複雑化している中、個々の状況に応じた支援や学習機会の提供に対するニーズが高まっています。

(6) 人口減少と少子高齢化

全国規模で少子高齢化に伴う人口減少が進んでおり、令和 19（2037）年には人口の 3 人に 1 人が 65 歳以上になるほか、令和 38（2056）年には人口が 1 億人を下回ると推計されています。本市においても、人口減少や少子高齢化の進行が予想されており、働き手や地域活動を担う人材の減少や、児童生徒数の変動に応じた学校規模や施設の在り方などの課題が指摘されています。

(7) 地域・家族形態の変容

単身世帯や夫婦のみの世帯の増加により 1 世帯当たりの人数が減少傾向にあるほか、こどもがいる世帯においても共働き世帯の割合が増えています。こうした地域のつながりの希薄化や家族形態の変容が進む中、子育てにおける保護者の負担が大きくなっており、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が指摘されています。

2. 国の動向

(1) 第4期教育振興基本計画の策定

国においては、令和5年6月に第4期教育振興基本計画を閣議決定し、2040年以降の社会を見据えた教育施策における総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」を掲げ、以下5つの基本方針を示しています。

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家族で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

(2) 学習指導要領の実施と改訂に向けた審議

現行の学習指導要領は、幼稚園では平成30年度、小学校・特別支援学校小学部では令和2年度、中学校・特別支援学校中学部では令和3年度から全面实施されたほか、高等学校・特別支援学校高等部では令和4年度に入学した生徒から年次進行で実施されています。

学習指導要領では、児童生徒に必要な資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に整理し、それらを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視しています。

また、3つの資質・能力をバランスよく育むために、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの学習過程の改善や、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立などが求められています。

令和6年12月には、次期学習指導要領の在り方について中央教育審議会に諮問が行われ、改訂に向けた審議が実施されています。

(3) 令和の日本型学校教育の推進

中央教育審議会は令和3年1月に、社会の在り方が劇的に変わる Society5.0 時代や感染症拡大など先行きが不透明な時代の到来を見据え、全てのこどもたちの可能性を引き出す「令和の日本型学校教育」について答申を取りまとめました。答申では、GIGAスクール構想により整備が進んだICT環境を基盤とし、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが求められています。

また、令和6年8月には、『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」を答申し、学校教育の質の向上を通じた、全てのこどもたちへのよりよい教育を実現するために、「学校における働き方改革の更なる加速化」「学校の指導・運営体制の充実」「教師の処遇改善」を一体的・総合的に推進することが必要とされています。

(4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正

学校が対応する課題が複雑化・困難化する中で、教師が日々生き生きと子どもたちに向き合い、子どもたちによりよい教育を実現できるよう、教師を取り巻く環境整備を総合的に進めるため、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等が改正されました。改正法では、教育委員会に対して学校における働き方改革に関する計画の策定やその実施状況の公表を義務付けるほか、学校の組織的・機動的なマネジメント体制を構築するための「主務教諭」の職の新設、教職調整額を10%へ段階的に引き上げることなどが定められました。

(5) COCOLO プランの策定

文部科学省は令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を策定しました。プランでは主な取組として「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」「心の小さなSOSを見逃さず、『チーム学校』で支援する」「学校の風土の『見える化』を通じて、学校を『みんなが安心して学べる』場所にする」の3つを挙げ、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを社会全体で実現することを目指すとしています。

(6) 今後の生涯学習・社会教育の在り方

中央教育審議会の生涯学習分科会は、今後の生涯学習や社会教育の議論において、学校教育を受けた後も職業や生活に必要な知識を身に付け自己実現を図るという生涯学習の役割や、学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生むという社会教育の役割が、時代・社会の変化に見合ったものに変化していくことが求められると指摘しました。人生100年時代や変化の激しい時代においては、これらに加え、「ウェルビーイングの実現」「地域コミュニティの基盤」「社会的包摂の実現」といった役割や、デジタル社会への対応が重要とされています。

(7) こども基本法の制定・こども家庭庁の創設

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月にこども基本法が施行されました。この法律では、次代の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策を総合的に推進することを目的としています。

また、こども政策を強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に取り組む独立した行政組織として、こども家庭庁が創設されました。教育については引き続き文部科学省のもとで充実を図り、こども家庭庁は全てのこどもの健やかな成長を保障する観点から必要な関与を行うことにより、両省庁が密接に連携して、こどもの健やかな成長を目指すこととしています。

3. 仙台市教育構想 2021 における取組状況と課題

本市では、令和 3 年 3 月に「仙台市教育構想 2021」を策定し、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」という基本理念の実現に向け、教育施策の基本的方針を 6 つ掲げ、37 の分野で施策を展開してきました。

これら教育施策の推進にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、社会環境や教育課題の変化を捉えつつ、事業の追加や見直しを行いながら、効果的な教育施策の進行管理に取り組んでまいりました。

ここでは、「仙台市教育構想 2021」の 6 つの基本方針について、それぞれの取組状況と今後の課題を示します。

基本方針Ⅰ 夢と希望をもち、自らの可能性に挑戦する力を育てる学校教育

仙台版キャリア教育「仙台自分づくり教育」などを通じ、児童生徒が自ら学ぶ意欲や、人や社会との関わりを大切にする態度などの社会的・職業的自立に必要な力の育成に取り組んだほか、新たに配備された 1 人 1 台端末を活用し、児童生徒一人ひとりに合わせた個別最適な学びと、他者との関わり合いを通して学びを深める協働的な学びを推進してきました。

グローバル化の進展など、変化の激しい時代においては、自ら学ぶ意欲を持ち、多様な他者と積極的に関わり合いながら課題に取り組む姿勢がますます重要となるため、新たに取り組む国際的視点に立った教育など、探究的な学びの機会の充実を図る必要があります。また、ICT 環境を活用した授業改善や、不登校等の事情を抱える児童生徒への学びの機会の充実に取り組む必要があります。

基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育

いじめの未然防止・早期発見の取組として、相談体制の整備や、専任教諭の配置などの組織的対応力の向上に取り組むとともに、命を大切にすることや、多様性を認め自他を大切にする態度を育む取組を行いました。また、本市独自の標準学力検査等の結果を活用した授業の改善、アスリート派遣などによる児童生徒の運動意欲の向上、東日本大震災の遺構を活用した防災教育なども行いました。

児童生徒が安心して学び、健やかに成長することができるよう、引き続きいじめの未然防止・早期発見の取組や体制強化を着実に継続していく必要があります。また、児童生徒が人生を拓く基礎となる「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」をバランスよく育むことや、震災後に生まれた児童生徒に対して、震災の経験や教訓を引き継ぎながら、命や互いに支え合うことの大切さを学ぶ機会を整えることが求められます。

基本方針Ⅲ 個性に応じた一人ひとりの学びを促し、長所を引き出す学校教育

不登校児童生徒などの学校内での居場所となる「ステーション」の設置校数や、軽度の障害がある児童生徒へ一部特別な指導を行う通級指導教室を拡充したほか、東北地方初となる公立夜間中学を開設するなど、一人ひとりに応じた学びの機会の充実に取り組みました。また、小中学校全学年での 35 人以下学級編制や教職員の働き方改革など、教職員が児童生徒一人ひとりと向き合う機会の充実に取り組みました。

登校に不安や悩みを抱える児童生徒や障害等により配慮が必要な児童生徒、外国にルーツのある児童生徒などが増加傾向にあることから、一人ひとりに応じた多様な学びの機会の確保と教育の充実により一層進めていく必要があります。また、児童生徒の学びを支える教職員が、心身共に健康で、生き生きした姿で児童生徒一人ひとりと向き合い、やりがいや誇りをもって仕事に取り組むことができる環境整備が一層求められます。

基本方針Ⅳ 生涯にわたり誰もが主体的に自分らしく学べる機会の充実

感染症の影響により対面での活動が制限される中で、ICTを活用した学びの機会の確保や、社会教育事業に関わる職員の能力向上やボランティアの育成に取り組みました。また、社会教育施設においては、展示のリニューアルなどによる機能と魅力の向上に取り組みました。

開設から 75 年を迎えた社会学級など、本市の歴史の中で積み上げてきた、市民が主体的に運営し、学びの成果を地域に還元する仕組みを活かしながら、こどもから大人、障害者、外国人など多様な主体が体験や学びでつながり、主体的に学ぶことができる環境づくりを進めていく必要があります。

基本方針Ⅴ 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり

社会全体での教育を推進する仙台版コミュニティ・スクールを全市立学校・園で導入し、地域全体で学校を支える体制を整えたほか、同じような悩みを抱える保護者同士の交流の場やスクールカウンセラーなどによる相談の場を設けるなど、不安や悩みを抱える保護者への支援に取り組みました。また、仙台城跡をはじめとした史跡・遺跡、アートの視点と地域資源などを活かした学びの機会の創出に取り組みました。

少子高齢化や家族形態の変化が進む中、地域や保護者同士のつながりが希薄化しており、学校や地域を支える活動を担う人材を増やす取組や、保護者の不安や悩みに寄り添う取組の一層の充実が求められます。また、伊達政宗公没後 400 年となる令和 18 年に向けた仙台城大手門復元を進めるなど、仙台の歴史や文化を活用しながら、ふるさとに対する誇りや愛着を醸成する取組が求められます。

基本方針Ⅵ 学びを支える確かな教育環境整備

学校施設や社会教育施設の老朽化対策やGIGAスクール構想の推進に伴うICT教育環境の整備を進めました。引き続き施設の計画的な保全や、学校施設の空調整備など施設の機能充実に図るとともに、児童生徒数や地域の実情を踏まえた適正な学校規模の確保に取り組む必要があります。

第3章

基本理念

基本理念

人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、
互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます

■ 学都仙台、まちと人の関わり

本市では、江戸時代の藩校「養賢堂」に始まり、明治以降には多数の教育機関が設置され、そこに多くの若者や研究者が集い、まちと関わりながら研究・教育が活発に行われることで「学都仙台」の今日の発展につながってきました。また、戦後には社会教育が花開き、社会学級をはじめとした多彩な学びの場は市民の力を育み、多くの市民活動の萌芽を支えてきました。

全国に先駆けたバリアフリーまちづくりや、環境美化、脱スパイクタイヤ運動、防災・減災の取組など、本市では様々な都市課題に対し、多様な主体の参画による市民協働の取組が進められてきました。こうした市民の行動の積み重ねによって、暮らしやすいまちづくりが模索され、共生の礎が築かれてきた歴史が、今日の本市の大切な都市個性につながっています。

■ 「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環」の継承

こうした背景をもとに、これまで本市においては、人づくりとまちづくりをつなげ一体のものとして進めるため、教育の基本理念に「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環」を掲げ、地域社会、学校、家庭との連携により、多岐にわたる取組を進めてきました。一人ひとりが学びを活かして様々な分野で活動することがまちの活力を生み、その活力が一人ひとりのさらなる学びや活動につながるという考え方であり、今後においても踏襲すべき重要な立脚点と捉えています。

■ 育てたい「人」

現代社会は、情報化やグローバル化の急速な進展とともに、頻発する自然災害や感染症の流行、貧困、環境問題など、多くの地球規模の課題を抱えており、こうした変化が激しく将来の予測が困難な時代において、生涯にわたって自ら学び続ける姿勢はより重要性を増しています。このような姿勢を持つことが、変化が激しい社会においても、新たな学びを得て、それを活かしながら課題を見出し、解決する力や可能性を探究する力を育むとともに、自分と他者の違いの理解を深め、多様な主体と認め合うことにもつながります。

人口減少や少子高齢化など社会環境が大きく変化する中、年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わりなく共生し、すべての人が持てる力を発揮できるまちづくりが求められています。多様性に目を向け、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することは、多様な人と積極的にに関わり合い、協働しながら社会の変化を乗り越え、共に未来の社会を創り出す力を育むとともに、様々な価値観を理解したいという動機を高め、さらに学び続ける意欲にもつながります。

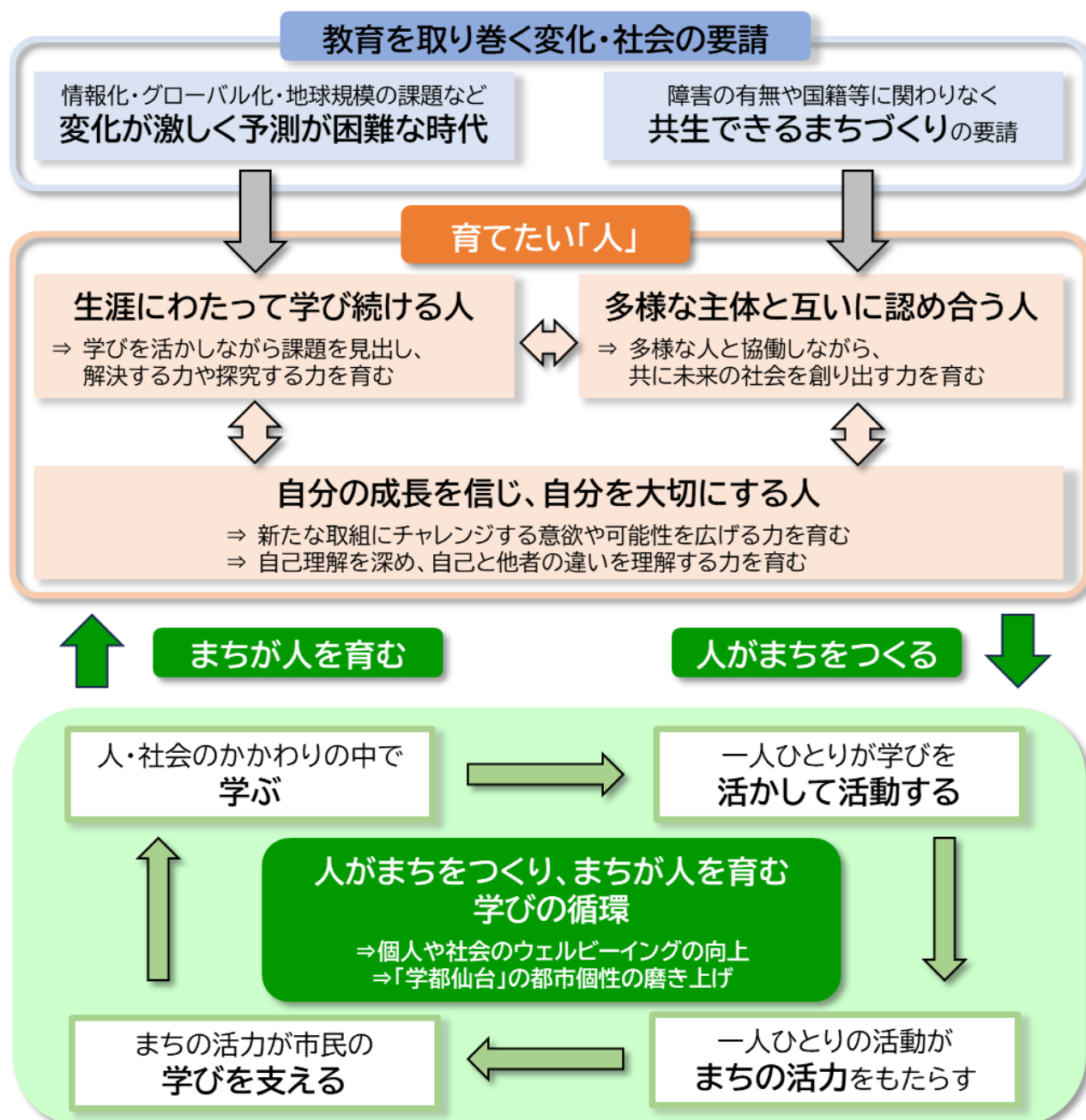
こうした学び続ける姿勢や互いを尊重する気持ちを持つ上では、自分の成長を信じ、自分を大切にすることもまた重要です。自分の成長を信じることは、新たな取組にチャレンジする意欲や可能性を広げる力を育むとともに、チャレンジに必要な知識や技能を得るために、自ら学び続ける意欲にもつながります。また、自分を大切にすることは、自己理解を深め、自己と他者の違いを理解する力を育むとともに、自分と同様に相手を大切にすることを認識し、相手の考え方や価値観を尊重することにもつながります。

そして、学び続けることで自身の成長を実感することや、他者を理解しようとすることで自分自身の新たな一面に気づくなど自己理解を深めることが、さらに自分の成長を信じ、自分を大切にすることにもつながります。このことは、人生 100 年時代と言われる中、こどもだけではなく大人にも大切なことです。

■ 本市教育の使命と基本理念

こうした力や姿勢を備えることができるよう支えることは本市教育の使命です。「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環」のもと、自分の成長を信じ、自分を大切にしながら、多様な主体と互いに認め合い、生涯にわたって自ら学び続ける人を育み、その一人ひとりが学びを活かして交流することで、さらなる学びや活動につながる。こうした好循環を実現することが、個人や社会のウェルビーイングの向上につながり、「学都仙台」としての本市の都市個性のさらなる磨き上げや、持続可能なまちづくりにもつながります。

以上の考え方をもとに、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます」を、本市の教育における基本理念として掲げます。



第4章

教育施策

1. 教育施策の基本方針

社会状況の変化や本市の課題などを踏まえ、今後の5年間で取り組む教育施策の基本的な方針を次の5つにまとめ、それぞれの考え方に沿った効果的な施策展開を行うことで、第3章に掲げた基本理念の実現を図ります。

基本理念

人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、
互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます

基本理念の実現に向けた教育施策の基本方針



基本方針1

一人ひとりが安心して学べる学校教育

(主な施策) いじめ防止等対策の推進、
登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進 など

基本方針2

主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育

(主な施策) 国際的視点に立った教育の推進、
仙台自分づくり教育の推進 など

基本方針3

多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育

(主な施策) 豊かな心を育む教育の推進、
特別支援教育の充実 など

基本方針4

学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習

(主な施策) 市民の主体的な学びの支援、
地域における学びと実践の機会の充実 など

基本方針5

学びを支える持続可能な基盤づくり

(主な施策) 教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合うための働き方改革、
学校や社会教育施設の計画的な整備 など



基本方針1 一人ひとりが安心して学べる学校教育

児童生徒一人ひとりが幸福や生きがいを感じ、ウェルビーイングの高い状態を実現するためには、すべての児童生徒が、安心して学校へ通えるなど学びの機会を得られることが不可欠です。

いじめによって児童生徒が学びの機会を奪われることがないよう、未然防止や早期の組織的対応などの的確な対応を徹底するとともに、登校に不安や悩みを抱える児童生徒が安心して自分らしく学べるよう、支援の充実に取り組みます。また、保護者が孤立することなく安心してこどもと向き合えるよう不安や悩みを抱える保護者に対する相談支援の充実に取り組みます。

基本方針2 主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育

グローバル化の進展など、環境の変化が激しい時代においては、自ら学び続ける意欲を持ち、多様な人と積極的に関わり合いながら、課題を解決し、未来の社会を創り出そうとする姿勢が、これまで以上に重要となっています。

こうした姿勢を育むために、自ら問いを立て、他者と協働しながら探究する主体的・対話的で深い学びの機会のさらなる充実に取り組むとともに、新たな知識や技能を得て応用することができる「確かな学力」や、健康で生き生きと過ごすための「健やかな体」といった、よりよく生きる力を育む学校教育の実現を目指します。

基本方針3 多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育

人口減少や少子高齢化など社会環境が大きく変化する中、年齢、性別、障害の有無、国籍など、様々なちがいを認め合い、互いを尊重しながら、一人ひとりが活躍し、協働して未来の社会を創り出していくことが一層求められています。

そのためには、多様性に目を向け、自他を尊重し認め合う「豊かな心」を育むとともに、様々な環境にある一人ひとりが自分らしく学べる機会を保障し、自らの可能性を広げていくことができる学校教育の実現を目指します。

基本方針4 学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習

人生100年時代を迎え、障害の有無や国籍等に関わりなく、こどもから大人までのすべての人々が生涯にわたって学び続けることの重要性が高まっています。

一人ひとりが、それぞれのライフステージやニーズに応じた学びの機会を得られる環境を整備するとともに、学びの成果を地域に還元したり、児童生徒が学校で培った探究的な学びの姿勢を地域で発揮したりできるよう取り組みます。

基本方針5 学びを支える持続可能な基盤づくり

各種教育施策を効果的に推進するためには、その基盤となる施設整備や人材の確保・育成が不可欠です。

教職員をはじめとする教育を支える人々が意欲的に教育活動に取り組める環境を整えるとともに、そうした人々が自らの能力を伸ばすための支援の充実に取り組みます。また、学校と家庭、地域社会が連携・協働して社会全体でこどもを育てる基盤の充実や、学びを支える施設や設備の適切な整備に取り組みます。

2. 教育施策を進めるための各主体の役割

基本方針に基づく教育施策を進め、基本理念の実現につなげていくためには、本市の教育に関わる各主体が、その役割を意識し、互いに連携しながら取り組むことが不可欠となります。

■ 学校の役割

学校は、児童生徒が自ら進んで学習に取り組む意欲を高めながら、社会でよりよく生きるために必要な力や、自他を尊重し、多様な人と協働しながら学び続ける態度を育みます。また、児童生徒一人ひとりの可能性を引き出すことができる学びの環境を整えとともに、教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合い、やりがいや誇りをもって教育活動に取り組める職場環境の構築を図ります。さらに、これまで培ってきた家庭や地域との協働の基盤を一層強化し、地域に開かれた学校づくりを推進します。

■ 家庭の役割

家庭は、すべての教育の出発点として、こどもとのふれあいを通じて豊かな情操を育むとともに、基本的な生活習慣や自立心など、心身の調和のとれた発達に大きな役割を果たします。保護者は、こどもの教育に対して第一義的な責任を有しており、学校や地域、行政が相互に連携しながら、こどもの健やかな成長を支えていきます。

■ 地域の役割

地域は、日常的な大人との関わりや多様な体験機会の提供を通じて、こどもたちが社会性や自主性を育む場であるとともに、ライフステージに応じた学びの場としての役割も担います。また、生涯学習や地域課題への参画を通じて、住民同士のつながりや生きがいを創出し、課題解決に取り組む力や社会教育を担う人材の育成にも寄与します。学校や社会教育施設を地域の交流の核とし、家庭とも連携しながら、こどもの育ちを支える豊かなコミュニティの形成を目指します。

■ 教育委員会の役割

教育委員会は、学校教育、家庭教育、社会教育の各分野において、すべての人に安心で充実した教育機会が提供されるよう、環境を整備する責務を担います。教育構想に基づき、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分に果たせるよう支援を行い、各種教育施策を着実に推進します。

3. SDGsとの関係

持続可能な開発目標（SDGs）では、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた17の目標を掲げており、このうち目標4「質の高い教育をみんなに」では、すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することを掲げています。SDGsの理念や目標を実現していくためには、現代社会が直面する環境、貧困、人権、平和、開発といったグローバルな課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む姿勢が重要です。

本市においても、学校教育や生涯学習における学びを通じて、自ら課題を見出し、解決する力や、多様な人と協働しながら未来の社会を創り出す力を育めるよう、SDGsの理念を踏まえ、各種教育施策を推進します。



4. 各種施策

基本方針1 一人ひとりが安心して学べる学校教育

施策1－1 いじめ防止等対策の推進

■ これまでの主な事業

いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の配置、いじめ対策支援員の配置、
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援、インターネット巡視、
スクールロイヤーによる相談支援、教職員向け研修

■ 施策の取組状況等

- 本市では、いじめ防止等対策を最重要課題の一つと位置づけ、仙台市いじめの防止等に関する条例（平成 31 年 4 月 1 日施行）のもと、保護者や地域住民並びに関係機関との連携を図りながら、学校と教育委員会が一体となり、いじめの防止、早期発見及び適切かつ迅速な対処等に取り組んできました。
- 学校におけるいじめの未然防止や対応力を高める教職員の能力向上に取り組むとともに、学校におけるいじめ対策の中核を担ういじめ対策専任教諭や児童支援教諭の配置のほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーなどの専門職の配置拡充や相談支援の実施など、いじめへの組織的な対応力向上に取り組みました。また、1 人 1 台端末を活用した心の健康観察や SNS による相談窓口の対象者拡大、インターネット巡視の実施など、いじめの早期発見・早期対応の取組を進めました。
- 教職員が、児童生徒の心身の状態の変化を把握し、いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、年 3 回、学校生活アンケート調査を実施してきました。
- 各学校において、こどもたちが声を上げやすい環境づくりを進めるとともに、積極的にいじめを認知し、いじめの早期発見・早期対応に努めています。
- いじめによって児童生徒が学びの機会を奪われることがないように、組織的な対応力のさらなる向上に取り組むとともに、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組の充実を図る必要があります。



取組方針

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーなどの専門職や、いじめ対策支援員・さわやか相談員などによる相談支援体制の充実を図り、いじめ防止等対策に取り組む体制の充実を図ります。
- いじめ対策専任教諭・児童支援教諭を中心として、特別支援教育コーディネーターや不登校支援コーディネーター等を含めた教職員間の情報共有の徹底や、教職員と専門職間の連携強化に加え、校内研修の充実による教職員の対応能力の向上を図るなど、いじめへの組織的な対応力の向上に取り組めます。

- 学校の風土や児童生徒の心身の状態について客観的なデータで的確に把握するツールの活用を進め、児童生徒への支援に活かすほか、24 時間いじめ相談電話や SNS 相談などの相談窓口の周知や相談者の意向に寄り添った対応を行うなど、より相談しやすい環境整備を進めるとともに、仙台市いじめ等相談支援室（S－K E T）などの関係機関と連携しながら、いじめの早期発見・早期対応の取組を進めます。

施策1－2 登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進

■ これまでの主な事業

「ステーション」の設置、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援、教育支援センター「児遊の杜」「杜のひろば」の教育支援・訪問相談支援、I C Tを活用した不登校児童生徒支援

■ 施策の取組状況等

- 本市における不登校児童生徒数は増加傾向が続いており、個々の状況に応じた適切な支援が求められています。
- 在籍する学級以外での学校における居場所となるステーションの設置拡充に取り組むとともに、ステーションや別室へ通う児童生徒へ訪問支援を行う学校訪問対応相談員を増員するなど、登校に不安や悩みを抱える児童生徒を支援する環境整備に取り組んできました。
- 児童生徒個々の状況に応じた多様な学びの場として、教育支援センター（児遊の杜）や教育支援センターサテライト（杜のひろば）での活動の充実や、フリースクール等民間施設への通所の支援、1 人 1 台端末を活用したオンライン学習や、仮想空間を活用した居場所づくりなど、多様な学びの機会の保障に向けた取組を進めました。
- 登校に不安や悩みを抱える児童生徒が、安心して学べる機会を得ることができるよう、学校内外における個々の状況にあった多様な学びの場の整備や、相談体制の充実に取り組む必要があります。



取組方針

- 登校に不安や悩みを抱える児童生徒一人ひとりについて、専門職や保護者等と連携しながら、その要因等の把握や適切な支援に努めます。
- ステーションが児童生徒にとって安心できる居場所となるよう効果的な運営や環境整備に取り組むとともに、さらなる設置拡充を進めます。
- 登校に不安や悩みを抱える児童生徒の多様な学びの場や学習機会を確保するため、教育支援センターやこども若者相談支援センター、フリースクール等民間施設などとの連携や、I C Tを活用した学習機会の充実を進めるほか、学びの多様化学校の設置について検討を進めます。

施策1-3 保護者の不安や悩みに寄り添う取組の推進

■ これまでの主な事業

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる保護者支援、
不登校に関する保護者支援（親の会）

■ 施策の取組状況等

- 保護者の抱える不安や悩みに寄り添う取組として、各学校に配置しているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門職による相談支援を行っており、相談件数は増加傾向にあります。
- 不登校児童生徒の保護者に対し、教育支援センター相談員による相談支援や、保護者同士が気軽に悩みや経験、情報を共有できる交流の場として、親の会を実施しています。
- 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者や、身近に相談相手がいない状況にある保護者など、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。



取組方針

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門職による相談支援の充実に取り組みとともに、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を進めるなど、不安を抱える保護者への効果的な支援に取り組みます。
- 様々な悩みを抱える保護者がお互いの経験を分かち合い、安心感や新たな情報が得られる空間づくりとして、同じ悩みを抱える保護者同士の交流の場の充実を図ります。

施策1-4 互いを理解し思いやる心を育む教育の推進

■ これまでの主な事業

いじめ防止「きずな」アクション、人権教育の推進、たくましく生きる力育成

■ 施策の取組状況等

- 児童生徒がいじめ防止の取組について企画・実施するいじめ防止「きずな」アクションを各学校で実施し、主体的かつ積極的にいじめ防止活動に取り組むことを通じて、児童生徒のいじめ防止に対する意識向上を図りました。
- 人権教育資料「みとめあう心」を活用し、生命の尊重や、多様性を認め合い自他の人権を尊重する態度を育む授業を各学校で実践してきました。



取組方針

- 児童生徒による主体的ないじめ防止活動を通して、いじめ防止に向けた児童生徒の意識向上に取り組むとともに、地域や家庭への広報に取り組み、社会全体でいじめから児童生徒を守る意識の醸成を図ります。
- 人権教育等について、これまでの授業実践を踏まえた改善や、関係機関と連携を図りながら、児童生徒の豊かな心を育むための取組の充実を図ります。

基本方針2 主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育

施策2-1 国際的視点に立った教育の推進

■ これまでの主な事業

新教科設置準備、A L T配置拡充、外国語教育の推進

■ 施策の取組状況等

- 小学校において、英語専科教員による外国語指導や、中学校・高等学校等に配置されているA L Tの派遣を実施したほか、中学校において、生徒の英語力を客観的に把握・分析し、授業の改善につなげるなど、外国語教育の向上を図ってきました。
- グローバル化の進展により、人や物財、情報の国境を越えた移動が活発化しており、本市においても、外国人住民数が増加傾向にある中、東北大学の「国際卓越研究大学」認定など、身の回りでのグローバル化がますます進展することが予想されています。
- 児童生徒が当事者意識をもって、多様な文化や価値観を持つ人々と積極的にコミュニケーションを図り、協働しながら課題を発見・解決する力や可能性を探究する力を伸ばしていけるよう、これまで取り組んできた仙台自分づくり教育と連動した、効果的な学びを展開することが求められています。



取組方針

- 教育課程特例校制度の活用による小・中学校で一貫して学ぶ英語を核とした新教科について、令和11年度の全市立小中学校での実施に向け、準備を進めます。
- 早くから多様な価値観や文化に触れ、柔軟な思考や国際感覚を身に付けることができるよう、全市立小学校でA L Tを活用した授業や日常的な異文化交流ができる環境の実現に向け、A L Tの配置を段階的に拡充します。

施策2-2 仙台自分づくり教育の推進

■ これまでの主な事業

職場体験活動、夢教室・職業講話、たくましく生きる力育成、仙台子ども体験プラザ事業、
楽学プロジェクト

■ 施策の取組状況等

- 変化が激しく将来が展望しにくい時代の中で、児童生徒が自ら夢を描き、実現しようとする意欲や、社会的・職業的自立に必要な態度や能力を育む必要性が増しています。
- 社会的自立を内面から支える力を育てる「たくましく生きる力育成プログラム」の実践を進めてきたほか、地域・企業と連携した職場体験活動や、仙台子ども体験プラザでの体験型経済教育プログラム、地域や市内で活躍する社会人講師の話を聞く自分づくり夢教室・職業講話など、児童生徒が体験を通して、経済活動や生活設計を学ぶ機会や将来について考える機会の充実に取り組んできました。
- 全国学力・学習状況調査における「自分にはよいところがあると思いますか」という設問に対して、肯定的に回答した児童生徒の割合は年々増加傾向にあります。一方で「将来の夢や目標を持っていますか」という設問に対して、肯定的に回答した児童生徒の割合は、小学校6年生より中学校3年生が大きく下回る傾向があります。



取組方針

- 各教科と関連付けながら取組を進めるたくましく生きる力の育成を通して、児童生徒の自ら学ぶ意欲や、人や社会との関わりを大切にする態度など、変化の激しい時代を生き抜く力を育みます。
- 地域人材や企業、関係機関のとの連携を高め、職場体験活動や自分づくり夢教室・職業講話などの充実に取り組むとともに、時代の変化を踏まえた各種事業の在り方について検討を進めます。

施策2-3 仙台版防災教育の推進

■ これまでの主な事業

「仙台版防災教育実践ガイド（改訂版）」の活用、震災遺構「仙台市立荒浜小学校」の活用、
仙台版防災教育副読本の作成と活用

■ 施策の取組状況等

- 「仙台版防災教育実践ガイド（改訂版）」等を活用し、各学校や地域の実情に応じた防災教育の実践を進めてきました。また、小学校において震災遺構「仙台市立荒浜小学校」を活用した体験型の防災教育を実施し、東日本大震災における津波の脅威や教訓等を学ぶことで、児童の防災対応力向上を図ってきました。
- 各学校の防災主任を対象とした仙台版防災教育研修を実施し、講話や演習、情報交換等を通して防災教育年間指導計画の改善を図りました。
- 東日本大震災以降に生まれた児童生徒に対して、震災の経験や教訓を伝え、児童生徒一人ひとりの防災対応力を育む防災教育を推進する必要があります。



取組方針

- 震災遺構等の積極的な活用や地域との一層の連携を図りながら、児童生徒に東日本大震災の経験や教訓を伝えるとともに、自分の命を守り安全を確保する対応力や、命の大切さや互いに支え合う思いやりの心の育成に向けた取組を進めます。
- 仙台版防災教育研修などを通して防災主任の役割を再確認するとともに、児童生徒の防災対応力育成の一層の充実を図ります。

施策2-4 きめ細かな指導の充実

■ これまでの主な事業

標準学力検査、生活・学習状況調査、少人数指導、大学連携による指導力向上、科学館学習・天文台学習

■ 施策の取組状況等

- 本市独自の標準学力検査や生活・学習状況調査の結果について大学と連携して行った分析を活用し、効果的な指導方法の工夫や改善事例を各学校に展開したほか、授業実践力向上のためのレベルアップ研修を実施するなど、各学校での授業の改善に取り組みました。
- 少人数指導に係る教員を配置し、児童生徒の習熟度に応じた指導やチーム・ティーチングを実施するなど、きめ細かな指導を行うことで、学習意欲の向上や児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導の充実に取り組みました。
- 児童生徒のおかれた状況が多様化している中、一人ひとりに合わせた個別最適な学びや、他者との関わり合いを通して学びを深める協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に取り組む必要があります。



取組方針

- 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善やカリキュラム・マネジメントの適切な実施、社会教育施設や大学等との連携を図りながら、教育活動の質の向上に取り組めます。
- 本市独自の標準学力検査や生活・学習状況調査の在り方を含め、より効果的な児童生徒の学習到達度の把握と分析について検討し、授業づくりや指導方法の改善に取り組めます。

施策2-5 ICTを活用した協働的で一人ひとりに適切な学びの推進

■ これまでの主な事業

児童生徒の情報活用能力の育成、ICTを活用した授業実践、家庭学習の推進

■ 施策の取組状況等

- GIGAスクール構想のもと整備が実現した児童生徒の1人1台端末や、授業支援ツール等のソフトウェアの活用を推進したほか、ICTを活用した効果的な授業実践の普及・啓発を行うなど、児童生徒一人ひとりに合わせた個別最適な学びと、他者との関わり合いを通して学びを深める協働的な学びを推進に取り組みました。
- 各学校における年間指導計画に、情報モラルに関する授業を位置付けて実践したほか、授業参観で実施可能なモデル授業の作成に取り組むなど、情報モラル・情報リテラシーの向上に取り組みました。
- 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現するためには、ICT環境を活用した授業実践の充実と、児童生徒一人ひとりの情報活用能力を向上させていくことが重要です。



取組方針

- 探究的な学びを深める基盤となる情報技術を適切かつ効果的に活用する力と、情報技術の特性の正しい理解や情報モラル・情報リテラシー等を併せて育み、児童生徒の情報活用能力の育成に取り組みます。
- 1人1台端末やソフトウェアの活用により蓄積された学習履歴等の教育データを活用しながら、児童生徒の育成すべき資質・能力の向上を意識した支援の充実や授業改善に取り組みます。
- 学識経験者等の意見を踏まえながら個に応じた学習を支援するウェブサイトの充実に取り組み、児童生徒の学びに向かう力の向上を図ります。

施策2-6 幼児期からの切れ目ない教育の推進

■ これまでの主な事業

幼保・小連携推進、スタートカリキュラムの実施、小1生活・学習サポーター、小中連携推進

■ 施策の取組状況等

- 入学や進学に伴う環境変化等への適応の難しさから、児童生徒自身の成長や学校生活に影響が及ばないよう、各団体が連携し、学校段階間の接続を円滑に行うことが重要です。
- 幼稚園・保育所・こども園等と小学校との接続では、スタートカリキュラムや幼保小合同研修の実施により、教職員の相互理解や円滑な連携に関する関係者の意識向上に取り組みました。
- 小学校と中学校の接続では、小中合同のあいさつ運動や児童生徒合同会議といった児童生徒同士の交流のほか、中学校からの出前授業や教員相互の授業交流など、小中連携の取組を推進しました。



取組方針

- 「仙台市幼児教育の指針」も踏まえつつ、幼保・小に関わる関係機関・団体との連携を図りながら、幼児教育で培った資質能力を小学校へと円滑につなげる取組を進めます。
- 義務教育9年間を通して系統的な教育を切れ目なく行うことができるよう、小中学校間で児童生徒同士の交流や教員間の連携を深めるとともに、高等学校等進学時の効果的な引継ぎの在り方について検討を進めます。

施策2-7 魅力ある高校教育の推進

■ これまでの主な事業

特色ある高校づくり、進路指導支援（就職支援員の配置、スキルアップセミナー等の実施）

■ 施策の取組状況等

- 進路指導支援の取組や就職支援員の配置、就職活動の基本を指導するスキルアップセミナーの実施などにより、生徒一人ひとりの進路意識の喚起と、進路希望の実現の支援に取り組みしました。
- 令和7年度に仙台工業高等学校において「情報科」を新設するなど、社会の変化や要請を踏まえ、各学校において特色のある教育を推進してきました。
- 少子化の進行により高等学校の志願者数が減少する中、各学校の特色や魅力をさらに充実させる必要があります。



取組方針

- 社会人として必要な資質・能力の育成と進路希望の実現を目指し、市立高等学校及び中等教育学校において、大学や地域、関係機関等との連携を深めながら、各学校の教育課程の特徴を生かした学習指導や進路指導の充実を図ります。
- 各学校において、教育課程等の点検・見直しを進めるとともに、学校に期待される社会的役割や教育内容を踏まえ、より一層の魅力と特色のある教育活動の実現に取り組みします。

《仙台高等学校》

生徒の学力向上と進学目標の達成に向け、学年に応じた進学重視型単位制のカリキュラムの充実を図り、少人数による普通科教育を展開します。

《仙台工業高等学校》

工業教育の基礎・基本の充実や資格取得の推進を図るとともに、地域や産業界との連携による「デュアルシステム」を通じ実践的な技能・技術の獲得と確かな職業観の醸成に取り組みします。

《仙台商業高等学校》

基礎学力の向上と商業教育の基礎的・基本的知識の習得に重点を置き、資格取得を奨励します。
また、組織の一員として社会の変化に柔軟に対応する創造性やコミュニケーション能力を身に付けた人材を育成するビジネス教育を推進します。

《仙台大志高等学校》

生徒一人ひとりの様々な個性や学習ニーズに応えるため、主体的に学ぶことができる時間の保障と多様な履修を可能とするカリキュラムを提供します。

《仙台青陵中等教育学校》

体験や社会とのつながりを重視した教育活動を通じ、学力の向上と自立した人間の育成を目指し、計画的な6年間の一貫教育を展開します。

施策2-8 望ましい食習慣・生活習慣づくりの推進

■ これまでの主な事業

学校における食育の推進、生活習慣向上への取組、食物アレルギー対応

■ 施策の取組状況等

- 食物アレルギーに関して除去食や代替食を提供しているほか、「食物アレルギー対応の手引」について、最新情報や事故事例集を掲載する等の改定を行うなど、安全で安心な給食提供に取り組みました。また、学校給食センターにおける調理講習会や親子食育講座など、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けるための取組を進めてきました。
- 健康診断の調査結果を活用し、生活習慣病の発症リスクが高い児童生徒を対象に精密検査を実施するなど、疾病の早期発見や生活習慣の改善に取り組みました。
- 児童生徒が生涯を通じて心身の健康を保持増進できるよう、健康に関する意識の向上に向けた指導・啓発が求められます。



取組方針

- 食物アレルギーへの対応を含め、安全で安心な学校給食の提供を行うとともに、地場産物を積極的に活用するなど給食を生きた教材として活用し、食の大切さや文化等への理解を深めます。
- 児童生徒の望ましい食習慣づくりのため、給食試食会や親子食育講座など、家庭における食育への理解を深める取組を進めます。
- 規則正しい生活が学習意欲や健全な体の成長につながることから、健康診断の調査結果や健康課題に関する研修会などを通し、児童生徒の健康に対する意識醸成や生活習慣向上に向けた取組を進めます。

施策2－9 体力の向上を目指した運動の日常化の推進

■ これまでの主な事業

児童生徒の体力・運動能力向上、部活動指導員等の派遣、部活動地域展開の検討

■ 施策の取組状況等

- 健康教育推進校において家庭内で体力・運動能力調査の結果を共有できる集計システムを試行的に導入し、動画コンテンツを活用した授業づくりを行うなど、児童生徒の望ましい運動習慣の形成に取り組みました。
- 各区体育振興会主催によるスポーツイベントや学校へのアスリートの派遣など、児童生徒の運動への興味関心を高める取組を行いました。
- 部活動について、専門的な技術指導が行える部活動外部指導者・部活動指導員を学校へ派遣し、顧問となる教職員の指導力向上や負担軽減に取り組みました。また、仙台市部活動地域移行検討協議会を立ち上げ、本市における部活動地域展開の在り方の方針の検討に取り組んでいます。
- 学校での水泳授業について、猛暑による授業の中止や指導員の不足、設備の維持改修に係る財政負担といった課題が指摘されています。
- 児童生徒の体力や運動習慣の低下が課題となる中、日常的に運動に親しむ機会を確保するとともに、運動に対する動機付けを進めていく必要があります。



取組方針

- アスリートの派遣や地域と連携したスポーツイベントの実施などを通じて、運動の魅力や楽しさを味わう機会を提供することにより、児童生徒の運動への意欲や関心の向上に取り組めます。
- 部活動外部指導者等の積極的な活用などにより、望ましい指導と運営に関する体制づくりを進めます。また、将来にわたって生徒が継続的にスポーツに親しむ機会を確保するため、国の動向を踏まえつつ、部活動の地域展開に関する検討を進めます。
- 将来を見据えた持続可能な学校プールと水泳授業の在り方について、検討を進めます。

基本方針3 多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育

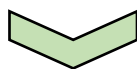
施策3-1 豊かな心を育む教育の推進

■ これまでの主な事業

道徳教育、命を大切にする教育、人権教育の推進、音楽・芸術の鑑賞会

■ 施策の取組状況等

- 「仙台版 命と絆プログラム～命を大切にする教育の手引～」を活用した実践事例を収集し、各学校での活用を促進したほか、研修会を実施するなど、命を大切にする教育の効果的な実践に取り組みました。
- 人権教育資料「みとめあう心」を活用し、生命の尊重や、多様性を認め合い自他の人権を尊重する態度を育む授業を各学校で実践してきました。また、オーケストラやミュージカル鑑賞会などを通じた豊かな感性を育む授業を実践しました。
- 年齢、性別、障害の有無、国籍など、社会の多様化が進む中、一人ひとりが多様性に目を向け、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、協働していく姿勢が重要となっています。



取組方針

- 命を大切にする教育について、関係部局や地域と連携協力を進めるとともに、これまでの授業実践を踏まえたプログラムの改善を図り、児童生徒の豊かな心を育むためにより効果的な授業となるよう検討を行います。
- 児童生徒が自他の生命や人権を尊重する重要性を理解するとともに、年齢や性別、障害の有無、国籍などの多様性を尊重し、思いやる心を育む教育を推進します。
- 文化や芸術に触れ、体験する機会を充実させ、児童生徒の豊かな心の育成に取り組みます。
- 学校における道徳教育に対する家庭や地域からの理解と協力を得るとともに、関係部局との連携を深めながら、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進します。

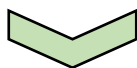
施策3-2 特別支援教育の充実

■ これまでの主な事業

障害理解教育の推進、特別支援学級・通級による指導体制の充実、指導支援講師・指導支援員・指導補助員・介助員・看護師の配置、インクルーシブ推進教諭の配置、ICTを活用した療養中児童生徒支援

■ 施策の取組状況等

- 本市の特別支援教育は、特別支援教育を取り巻く状況の変化や国の障害者施策の進展等を踏まえ、「大切なひとり 共に生きるみんな」を理念とする「仙台市特別支援教育推進プラン 2023」を令和4年度に策定し、各種取組を進めています。
- 特別支援学級や通常の学級において、障害のある児童生徒の学習や学校生活を支援する人員を拡充したほか、保護者や関係機関との窓口を担う専任特別支援教育コーディネーター（インクルーシブ推進教諭）をモデル校に配置するなど、特別支援教育の体制強化に向けた取組を進めました。
- 通常の学級に在籍している軽度の聴覚障害やことばに課題がある児童生徒、LD・ADHD等のある児童生徒に対して一部特別な指導を行う通級指導教室について、小中学校における教室を拡充したほか、通級指導教室が設置されていない学校へ担当教員が出向いて指導を行う通級巡回指導モデル事業を開始しました。また、読み書きに困難を抱える児童生徒や病気療養のために入院又は自宅療養している児童生徒に対し、ICTを活用した指導・支援ツールの提供や遠隔教育を実施するなど、多様な教育的ニーズに応じた支援の充実に図りました。
- 障害のある児童生徒や配慮が必要な児童生徒が増加傾向にある中、一人ひとりの状況に応じた適切な指導や支援の充実が求められています。



取組方針

- 多様性を認め合い、相互理解を深めることで、児童生徒一人ひとりが安全で安心して過ごせる学校となるよう、一層の障害理解教育の推進に取り組みます。
- インクルーシブ推進教諭を中心に、特別支援教育コーディネーターのコーディネート機能の充実に図り、地域における支援体制の整備や関係機関との連携強化に取り組みます。また、通常の学級における特別支援教育体制の充実に図るため、教職員を対象とした特別支援教育に関する研修を行います。
- 障害のある児童生徒一人ひとりにとっての適切な学びについて保護者と共に考えるとともに、個々の状況に合わせた支援を行うために必要な人員の配置など、体制の強化に取り組みます。
- 各学校における個別の教育支援計画・指導計画の活用状況を検証するとともに、各施策をつなげる部局間の連携強化を図るなど、各ライフステージにおける切れ目のない支援に取り組みます。また、障害のある児童生徒の学校卒業後を見据え、文化・芸術・スポーツ等、生涯学習に向けた取組を進めます。

《鶴谷特別支援学校》

本市における特別支援教育実践の中核として、特別支援教育を担う専門性の高い人材を育成するとともに、センター的機能を発揮し、先進的な教育実践から得られた知見や専門性を生かして市立学校を支援します。

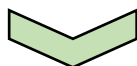
施策3-3 様々な学びの求めに応じた支援の充実

■ これまでの主な事業

帰国・外国人児童生徒等支援、夜間学級（夜間中学）

■ 施策の取組状況等

- 様々な環境にある児童生徒が、自らの可能性を最大限に伸ばす教育を実現するため、個々の状況に応じて、自分らしく学べる機会を提供することが求められています。
- 支援が必要な帰国・外国人児童生徒等に対して、日本語指導や授業での通訳等を支援する指導協力者を派遣したほか、初期の日本語指導が必要な児童生徒に対して自動翻訳機を貸与するなどの支援の充実に取り組んできました。近年、外国につながりのある児童生徒数や日本語指導が必要な児童生徒数は増加傾向にあり、また多言語化が進んでいることから、今後もこうした支援の需要はさらに高まるものと考えられます。
- 義務教育を終了できなかった方等への教育機会確保に向け、令和5年度に「仙台市立南小泉中学校夜間学級」を開設しました。



取組方針

- 帰国・外国人児童生徒等の支援について、多言語の指導協力者の確保やICTを活用した教育環境の整備などの支援の拡充を図ります。また、支援が必要な外国人児童生徒等の動向を踏まえつつ、現在、国見小学校で実施している「国際教室」の他校への横展開や、新たな支援機能の在り方について、検討を行います。
- 夜間中学においては、生徒の年齢や経験、勤労の状況等の実情を踏まえ、特別の教育課程を編成し様々な学びの求めに応じた支援に取り組めます。

基本方針4 学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習

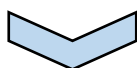
施策4-1 市民の主体的な学びの支援

■ これまでの主な事業

市民センターにおける講座、「学びのまち・仙台」市民カレッジ、高等学校開放講座、こどもの読書活動の推進、電子図書館、生涯学習情報の提供

■ 施策の取組状況等

- 新型コロナウイルス感染症の影響により対面での活動が制限された時期には、感染対策などの工夫を講じながら、こどもから大人までのあらゆる市民が学び合う機会の提供に取り組みました。また、インターネットを通して貸出・閲覧可能な電子図書館サービスを新たに導入するなど、ICTを活用した学びの機会の確保に取り組みました。
- 地域に身近な社会教育施設である市民センターにおいて、市民のニーズや社会変化に応じて、地域の歴史や文化など多彩なテーマの講座を実施したほか、講座等に関する情報をホームページやSNSを活用して広く周知するなど、多くの市民が主体的に多様な活動に取り組めるような支援に取り組みました。
- こどもの読書活動については、令和5年度に策定した「仙台市子ども読書活動推進計画2024」のもと、乳幼児の保護者向けブックリストの活用促進や、児童館・のびすくなどの子育て支援施設での絵本の読み聞かせの実施など、家庭や地域においてこどもが読書に親しむきっかけや習慣作りの推進に取り組みました。
- 人生100年時代を迎え、一人ひとりがそれぞれのライフステージやニーズを踏まえながら、主体的に学び続けることや他者との学び合いを続けることの重要性が高まっています。



取組方針

- 市民センターにおける講座や、市立高等学校における高等学校開放講座を実施するとともに、生涯学習に関する情報提供の充実を図り、障害の有無や多文化共生の観点などにも留意しながら、こどもから大人までのあらゆる市民が主体的に学び、交流する機会の提供に取り組みます。
- 読書活動を通してこどもたちの豊かな心やしなやかに生きる力を育むことができるよう、家庭や地域、学校などと連携しながら、絵本を通じた乳幼児と保護者のふれあい事業や学校図書館支援などのこどもが読書に親しむ機会づくりや読書環境の充実に取り組みます。
- デジタル技術を活用した学習機能や図書館のオンラインサービスの拡充及び広報の充実など、だれもが学びたいときに学べる環境づくりに取り組みます。

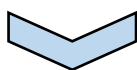
施策4-2 社会教育施設の専門性を活かした多様な学びの提供

■ これまでの主な事業

社会教育施設の運営と機能充実、ミュージアム連携

■ 施策の取組状況等

- 本市には、博物館、科学館、天文台、せんだいメディアテークなどの多彩な社会教育施設があり、それぞれの専門性や特色を活かした展示や企画、社会教育事業を行っています。
- 博物館や科学館における展示室や展示内容のリニューアルや、天文台におけるプラネタリウム設備や移動天文車の更新などを行ったほか、仙台・宮城ミュージアムアライアンス（SMMA）を活用したミュージアム同士の連携事業の展開などにより、社会教育施設の機能と魅力の向上に取り組みました。



取組方針

- 各社会教育施設において、こどもから大人まであらゆる市民が興味や関心を持ち、主体的に学ぶ機会を得られるよう、展示資料の充実や魅力ある事業の実施、施設間の連携など、施設の機能と魅力の向上に取り組めます。
- 社会教育施設における学びの機会に関する幅広い情報提供を行うとともに、学びに関する相談支援体制の充実を図ります。

《博物館》

仙台に関わる主要文化財の所蔵館として、展示設備の改修など施設機能の向上と展示内容の充実を進め、多彩な展覧会を開催するとともに、学校や他の博物館施設との連携を強めながら、ミュージアムの魅力をさらに発信します。

《科学館》

総合自然科学系博物館として、「宮城・仙台の自然」「科学の原理・法則の探究」「生活で触れる科学」などをテーマにした体験型展示を展開していきます。また、地域の企業や大学等との連携を深め、人と地域がつながる事業を充実させます。

《図書館》

誰もが情報にアクセスできる「知の情報拠点」として、資料を収集・保存・提供し、レファレンスサービスを通じて市民の課題解決や調査研究を支援するとともに、学校など多様な機関と連携しながら、読書活動の推進に取り組めます。

《市民センター》

地域に身近な社会教育施設として、市民本位の生涯学習の支援拠点、市民が主役の交流拠点、学びを通して人づくりを行う地域づくりの拠点という機能を活かしながら、生涯にわたる学習機会の提供、学習情報の収集及び提供、地域住民の活動支援等の事業を実施します。

《泉岳自然ふれあい館》

豊かな自然環境を活かした自然体験活動や集団宿泊活動を行うとともに、泉ヶ岳の情報や休憩場所の提供など、幅広い世代の市民が泉ヶ岳の自然に親しむことができるサービスの提供を行います。

《天文台》

天文学に関する最新の情報を分かりやすく市民に提供するとともに、様々な年齢層に対応した各種プラネタリウム投映、市民参加型のイベント等を通じて、より多くの市民が宇宙を身近に感じられる機会を提供します。

《せんだいメディアテーク》

仙台の芸術・文化、生涯学習の拠点施設として、メディアを活用した情報・資料の収集や調査研究、視聴覚障害者に対する支援、展覧会や上映会の開催、市民活動の場の提供など幅広い事業展開を行います。

《大倉ふるさとセンター》

大倉地区の豊かな自然と暮らしの歴史を活かした自然体験や生活体験を通じて豊かな人間性を育む場を提供するとともに、人々の交流を促進することによる地域のにぎわい創出を目指します。

《歴史民俗資料館》

宮城県内最古の洋風木造建築である旧歩兵第四連隊の兵舎を活用し、仙台市域を中心に、主に明治時代以降の農家や町場の生活など庶民生活資料をより分かりやすく展示するとともに、様々な体験学習や民俗芸能を鑑賞する機会の提供を行います。

《富沢遺跡保存館（地底の森ミュージアム）》

旧石器時代を中心としたテーマミュージアムとして、富沢遺跡から発掘された2万年前の旧石器時代の遺跡面の現地保存と公開を行い、大学などの研究機関と連携を深めながら、当時の環境と人間の活動を生き生きとよみがえらせる展示活動を展開します。

《縄文の森広場》

約4千年前の大きな縄文ムラであった山田上ノ台遺跡を保存し活用するための施設として、縄文時代の植生を再現した広場や復元された竪穴住居を活用し、様々な体験活動や地域と連携したイベントなどを通じて、自然と共生していた先人の暮らしを体験する場を提供します。

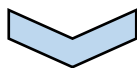
施策4－3 とともに学び合える共生社会の推進

■ これまでの主な事業

障害者の生涯学習推進、デイジー資料等の貸出、
せんだいメディアテークバリアフリー・デザイン事業

■ 施策の取組状況等

- 障害のある人などが、学ぶ機会の確保や必要とする情報へのアクセスができるよう、社会教育施設における事業での手話通訳・要約筆記者の配置や、デイジー資料の貸出・図書館資料の郵送貸出などのサービスの提供に取り組みました。
- 学校卒業後の障害者の学びの環境づくりに向けて、庁内外の関係団体との意見交換や、当事者主体の生涯学習プログラムの展開に取り組みました。また、障害の有無にかかわらず共に学ぶことができるプログラム「ミンナシテマザール」を実施するなど、生涯学習を通じた共生社会推進に向けた取組を進めました。



取組方針

- 年齢や障害の有無、言語の違いなどにかかわらず参加できる学びの機会づくりや、情報アクセスのバリアをなくす取組の充実を図ります。
- 障害のある人など支援を必要とする人の学びの機会拡大に向けた人材育成やノウハウの普及について、社会教育施設や各種団体との連携を深めながら検討を進めます。

施策4－4 地域における学びと実践の機会の充実

■ これまでの主な事業

社会学級、市民センターにおける住民参画型学習事業、放課後子ども教室

■ 施策の取組状況等

- 戦後に開設され、75年以上の歴史を持つ仙台市社会学級など、本市では古くから地域住民同士が主体的に学びに取り組み、得た学びを実践する活動が行われてきました。
- 市民センターでは、こどもから大人までの幅広い市民がそれぞれの地域課題を見出し、その解決に取り組む住民参画型学習事業を通じ、地域社会の一員としての意識の醸成や地域の多彩な活動を担うネットワークづくりに取り組みました。
- こどもたちの居場所となり、地域資源を活かした体験活動や学習支援を行う放課後子ども教室のほか、土曜日の教育支援体制の構築など、地域力を生かした学びや活動機会の提供に取り組みました。



取組方針

- 社会学級の魅力や活動内容について広く情報発信を行うなど、より多くの市民が参加しやすい社会学級の実現に取り組みます。
- こどもから大人までの幅広い地域住民が、学びを通して地域に愛着を持ち、地域づくりに参画することができるよう、様々な機関・団体との連携を深めながら、地域住民が主体的に地域課題を見つけ、解決する機会の充実を図ります。
- 放課後子ども教室事業等において、関係者同士のネットワークづくりを進め、地域におけるこどもたちの体験活動や学習の機会の確保に取り組みます。

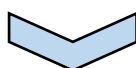
施策4-5 歴史や文化を活かした学びの充実

■ これまでの主な事業

仙台城跡整備、郡山遺跡整備、文化財の調査・普及啓発

■ 施策の取組状況等

- 市史編さん事業等で収集された資料の保存や文化財の調査・保全を進めたほか、資料の公開や講座の実施による市民への情報発信に取り組みました。
- 仙台城跡整備では、令和3年及び令和4年の福島県沖地震により被災した石垣の復旧に取り組むとともに、歴史的景観と青葉山の自然環境が調和した眺望「政宗ビュー」の実現に向けた修景整備に取り組みました。また、郡山遺跡の発掘調査を行うとともに、令和5年度に「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画」を策定しました。さらに、これまでの本市の文化財保存・活用事業を体系的に整理し、文化財を地域社会全体で計画的・継続的に継承し活用していくための総合的な計画として、「仙台市文化財保存活用地域計画」の策定に向けた検討を、令和7年度より進めています。
- 本市には旧石器時代から近代までの多様な歴史的資源や伝統行事、多彩な食文化などの地域に根差した生活文化が育まれており、今後も保存・継承するとともに、都市の魅力として発信・活用していくことが求められています。



取組方針

- 本市の歴史・文化資源の発掘・調査・保全や、資料等の有効活用を推進するため、市民遺産制度創設の検討も含め、仙台の歴史や文化を学び、楽しむ機会の充実を図ります。
- 仙台城跡整備について、修景整備等に取り組むとともに、伊達政宗公没後400年となる令和18年の大手門復元に向けた取組を推進します。
- 郡山遺跡について、整備基本計画を策定し史跡公園としての整備と活用を進めるなど、史跡の保全と歴史・文化に親しめる場としての活用に取り組みます。
- 仙台市文化財保存活用地域計画について、令和9年度内の策定に向け、庁内や外部有識者会議における調整等を進めていきます。

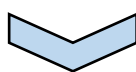
施策4－6 アートを活かした地域の魅力の創出

■ これまでの主な事業

せんだい・アート・ノード・プロジェクト、アートとメディアを利用した市民力の育成

■ 施策の取組状況等

- せんだい・アート・ノード・プロジェクトでは、アートの視点を生かして地域の歴史・資源・課題の可視化や、地域資源の利活用につなげる「仙台インプログレス」や「ワケあり雑がみ部」などの取組を行いました。こうした取り組みは、参加した市民の居場所や学びの機会の創出にもつながっています。
- せんだいメディアテークにおいて、現代アートや映像等のメディアを活用し、市民が多様な価値観や考え方に触れ、創造性を育む事業を行いました。



取組方針

- アートとメディアの活用や、せんだい・アート・ノード・プロジェクトにおける取組を充実させ、市民の交流や学びの機会を創出し、次代を担う地域人材の育成につなげていくとともに、未来を担う子ども・若者が、アートを通じて創造性を育む事業を展開します。

基本方針5 学びを支える持続可能な基盤づくり

施策5-1 教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合うための働き方改革

■ これまでの主な事業

35人以下学級、チーム担任制、校務支援システム、学校版BPR、巡回型カウンセリング

■ 施策の取組状況等

- 少子化や情報化の進展など、教育を取り巻く環境が激しく変化する現代においては、児童生徒が抱える課題も複雑化・困難化しており、教員が児童生徒にしっかりと向き合い、個々の状況に応じた指導を行う必要性が増しています。
- 本市では、令和元年度から市立中学校全学年で35人以下学級編制を実施し、令和6年度には市立小・中学校の全学年まで拡充するなど、教職員が児童生徒一人ひとりに向き合える体制の充実に取り組んできました。
- 一方、社会変化への対応や保護者等からの期待の高まりを背景に、学校や教職員の負担が増大してきた実態があります。これまで、校務支援システムや保護者連絡用ツールなどのICTツールによる校務の効率化や、スクールサポートスタッフなどの校務を支援する人材の配置などの取組を行ってきましたが、依然として時間外在校等時間が長い教職員が一定数いるなど、教職員を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。
- 児童生徒一人ひとりが幸福や生きがいを感じ、ウェルビーイングの高い状態を実現するためには、教職員のウェルビーイングを向上させることが重要であり、そのためには教職員一人ひとりが働きやすさや働き甲斐を感じ、心と体の健康を確保した働き方ができる環境の整備が求められます。



取組方針

- 市立小中学校全学年における35人以下学級編制を引き続き実施するほか、複数の教員が協働して学級担任を担うチーム担任制の拡充について検討を進めます。
- ICTの活用による校務の効率化や学校版BPRによる校務の改善など、教職員の負担軽減を進めるとともに、人材の活用や組織体制の強化により、教職員がこどもたちの成長を支える教育活動に専念できる環境づくりに取り組みます。また、教職員の負担軽減の観点も踏まえ、部活動の地域展開や水泳授業の在り方、各学校が実施している行事や教育活動等の見直しについて、検討を進めます。
- 教職員同士が対話をしたり、前向きに地域や家庭と対話したりすることができる環境づくりや、カウンセラーによる相談体制の充実など、教職員が働きやすい環境整備を進めます。

施策5-2 教員の資質・能力の向上と人材確保

■ これまでの主な事業

いきいき教員づくり研修、学力サポートコーディネーター、教員のICT活用能力向上、特別支援学級パワーアップサポート事業、教員採用選考・広報

■ 施策の取組状況等

- 大学院や海外の日本人学校等への派遣による研修のほか、教員OBらを学校に派遣して授業改善の指導や若手教員を対象とした教科指導を行うなどのOJTを充実させることで、教員一人ひとりの指導力や資質向上に取り組みました。
- 社会環境の急激な変化に伴い教育課題も多様化・複雑化しており、授業づくりや学級経営のほか、いじめへの対応や特別な支援を必要とする児童生徒への対応、学校における危機管理など、多岐にわたる教員の資質・能力の向上が求められています。
- 教師のウェルビーイングを向上させるためには、心と体の健康を確保した働き方に加え、研修や学ぶ時間の確保など、自己の資質・能力を高めることができる環境の整備や、学び続ける教員に対する支援が重要です。
- 採用選考説明動画の配信やSNSの活用による広報活動のほか、小中学校等におけるインターンシップや学校における学習支援ボランティア、現役教員との座談会など、教員志望者の裾野を広げる取組を行いました。
- 全国的に教員志望者が減少傾向にあることに加え、採用人数が多かった昭和50年代頃に採用された世代の大量退職とそれに伴う大量採用の影響により、若手教員を指導する中堅教員の不足や、必要な教員数の確保が困難になるなどの課題が指摘されています。



取組方針

- 本市の教員として求める資質・能力や目指す教員像を明らかにし、キャリアステージに応じた体系的な研修の充実と、各学校におけるOJTの支援に取り組みます。また、大学院等への派遣など学校現場を長期間離れて行う研修を通じ、学校現場で求められる専門知識の習得や実践力の向上に取り組みます。
- 教員の資質・能力の向上を図るため、ICTの専門性を有する講師による希望研修や、ICTを活用したリモート研修・オンデマンド研修など、学び続ける教員に対する支援をさらに充実させます。また、採用前研修や年次研修、個別支援などを含む体系的な若手教員の育成に取り組みます。
- 大学との連携や広報の拡充に加え、教員や児童生徒との触れ合いを通して学生に教員として働くことの魅力を体感してもらうことで、教員志望者の裾野の拡大を図ります。
- 教師の仕事の価値ややりがいの発信等を通して、必要な教員数の確保に取り組みます。

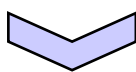
施策5-3 社会教育事業に携わる職員等の育成

■ これまでの主な事業

嘱託社会教育主事の育成、社会教育施設職員研修

■ 施策の取組状況等

- 学校・家庭・地域をつなぎ、地域とともに歩む学校づくりを推進するなどの目的で、本市独自に委嘱をしている嘱託社会教育主事を対象とした研修を行い、専門性や資質の向上を図りました。
- 社会教育主事講習について、ホームページ等で幅広く市民にも呼びかけることで、教員以外の受講希望者が増え、社会教育士の増加につながりました。
- 社会教育に関する基礎的な知識や講座企画、ネットワークづくり等の研修を実施し、社会教育施設職員の資質や専門性の向上に取り組みました。



取組方針

- 社会環境や市民のニーズの変化を捉えつつ、社会教育事業に携わる職員に対する研修の充実など、求められる資質や専門性の向上に取り組みます。
- 市独自の取組である嘱託社会教育主事制度の活用や、社会教育士などの地域人材の育成により、学校と地域とのさらなる連携・協働を進め、幅広い市民の学びの充実と地域のネットワークづくりに取り組みます。

施策5-4 自ら学ぶとともに、市民の学びをサポートする地域人材の育成と活躍促進

■ これまでの主な事業

社会教育施設運営ボランティアの育成、ジュニアリーダーの育成

■ 施策の取組状況等

- 新型コロナウイルス感染症の影響によりボランティア活動が制限を受けたものの、市民センターを拠点としてボランティア活動をしている中学生・高校生のジュニアリーダーの育成や、各種施設におけるボランティアの養成講座を継続的に開催するなど、地域人材の育成に取り組みました。
- ジュニアリーダーや各社会教育施設の運営ボランティアは、市民相互の学び合いによる豊かな学びの実現に向けて欠かせない存在であり、継続的な育成や活動に参加しやすい環境整備に取り組む必要があります。



取組方針

- 養成講座受講者や地域で活動している方々の声を踏まえながら、受講しやすく魅力ある研修や講座を充実させるなど、市民の学びをサポートする地域人材の育成に取り組みます。
- 養成講座受講者やボランティア登録者の活躍を促進するため、様々なスキルアップの機会を充実させるとともに、活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

施策5-5 地域とともに歩む学校づくりの深化

■ これまでの主な事業

仙台版コミュニティ・スクール、学校支援地域本部、地域学校協働活動、PTA活動への支援、地域コーディネーター研修、学校防犯巡視員、ボランティアによる防犯巡視

■ 施策の取組状況等

- 仙台版コミュニティ・スクールについて、全市立学校・園への導入が完了し、コミュニティ・スクール・アドバイザーを中心とした協議会訪問や研修会の実施など、各協議会の実情に合わせた伴走支援を行いました。
- 学校防犯巡視員（仙台・まもらいだー）による学校内や通学路の巡視活動を行うとともに、地域やPTAの方々からなる学校ボランティア防犯巡視員による通学路等の巡視や児童生徒への声かけ・見守り活動を行いました。
- 学校と家庭・地域が一体となって地域のこどもたちの成長や学びを支えるとともに、学校という場を核として、地域住民同士のつながりを深め、地域の活性化に取り組む必要があります。



取組方針

- 地域とともに歩む学校づくりをより効果的に進めるため、仙台版コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の在り方について検討を進めます。
- 児童生徒の育ちを学校と家庭・地域が連携・協働して担うという取り組みの意義について情報発信しながら、事業に携わる地域人材の確保に取り組みます。
- 警察や家庭・地域との連携のもと、学校防犯巡視員や学校ボランティア防犯巡視員の担い手の確保など、児童生徒の安全確保に向けた体制整備に取り組みます。

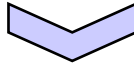
施策5-6 家族がともに学び、ふれあう機会づくりの推進

■ これまでの主な事業

家庭学習の推進、子育て講座

■ 施策の取組状況等

- 本市独自の標準学力検査や生活・学習状況調査を活用し、家庭学習の実態把握を行うとともに、児童生徒が自ら課題を見付けて学ぶ力を育む方策についての検討を踏まえた家庭学習を支援するウェブサイトを開設するなど、家庭での学習習慣の確立の支援に取り組みました。
- 学校・家庭・地域が連携し、食育に関する講話や調理実習を行う講座を開催することで、家庭での正しい食習慣づくりを推進するとともに、こどもの健やかな成長を地域全体で支援する意識づくりに取り組みました。
- こどもや家庭を取り巻く環境の変容が進む中、家庭教育への支援の重要性が増しており、家庭でのこどもとの関わり方について保護者が学ぶ機会が求められています。



取組方針

- 学識経験者等の意見を踏まえながら家庭学習を支援するウェブサイトの充実に取り組み、家庭学習の重要性のさらなる周知を図ります。
- 家庭環境の多様化や働き方の変化を踏まえながら、より多くの家庭に基本的な生活習慣や望ましい食習慣について考える機会が提供できるよう、参加しやすい講座の在り方について検討を進めます。

施策5－7 学びを支える経済的な支援

■ これまでの主な事業

就学援助、高等学校等就学資金借入支援制度

■ 施策の取組状況等

- 学用品費や学校給食費等の就学に必要な費用を支援する就学援助制度について、認定基準額の引き上げを行ったほか、中学校夜間学級や私立の学びの多様化学校に通う児童生徒を新たに対象に加えるなど、支援の充実を図りました。
- 経済的な理由から児童生徒の学びに支障が及ばないように、必要な経済的支援を行うことが引き続き求められています。



取組方針

- 就学援助制度等の適切な運用を図るとともに、必要な世帯に制度が確実に利用されるよう、児童生徒のいる世帯に対する制度のきめ細かな周知に取り組めます。

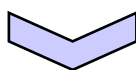
施策5－8 学校規模適正化の推進

■ これまでの主な事業

学校規模適正化推進、交流学習の実施

■ 施策の取組状況等

- 小規模化が進行する小中学校の保護者や地域の方々と意見交換を行い、児童生徒にとってよりよい教育環境を実現するための協議・検討を行いました。令和3年4月から休校していた実沢小学校について、地域と協議を進めた結果、令和7年4月に根白石小学校と統合しました。
- 児童生徒数の増加が見込まれる学校では、増築等による必要な教育環境の確保に取り組みました。
- 少子化に伴う児童生徒数の減少により、中山間部の学校を中心に小規模化が進む一方、市中心部などでは、人口集積に伴う学校の大規模化が進行しており、適正な学校規模の確保と、児童生徒にとってよりよい教育環境の実現が求められています。



取組方針

- 児童生徒にとってよりよい教育環境の実現に向け、保護者や地域と丁寧話し合いながら、児童生徒数の見通しを踏まえた適正な学校規模の確保や教育環境の整備に取り組みます。

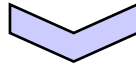
施策5－9 学校や社会教育施設の計画的な整備

■ これまでの主な事業

施設老朽化対策、特別教室・体育館の空調整備、トイレ洋式化

■ 施策の取組状況等

- 本市の学校施設は、昭和40年頃から、児童生徒数の急増や郊外団地の造成などが進んだことに伴い集中的に建設され、現在では築40年以上の学校施設が全体の6割程度となるなど、老朽化が進んでいます。また、社会教育施設についても施設設備の老朽化などの課題があります。
- 学校施設においては、防犯カメラ設置やトイレの洋式化などに取り組んできましたが、災害時の避難所となることも踏まえ、空調の整備やバリアフリー化など、さらなる機能向上を図ることが求められています。
- 全国的な建築資材の高騰や建設現場の人手不足などの影響がある中、安全・安心な教育環境を維持していくために、施設の計画的な保全や整備が必要となっています。



取組方針

- 本市全体の公共施設マネジメントとの整合を図りつつ、学校施設及び社会教育施設の計画的な保全・更新を進めます。
- 学校施設におけるトイレ洋式化、バリアフリー化、体育館を含む空調整備など、必要な機能向上に取り組みます。
- 社会教育施設において、社会環境の変化に伴う利用者のニーズに応えるため、大規模改修に併せ機能・利便性の向上に取り組みます。

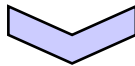
施策5－10 ICT教育基盤の整備

■ これまでの主な事業

校内ネットワーク整備、1人1台端末更新

■ 施策の取組状況等

- G I G Aスクール構想の推進により、市立学校に1人1台端末を整備するとともに、高速大容量の校内通信ネットワークの整備や校内アクセスポイントの設置など、必要な環境整備を行いました。
- 一人ひとりに適切な学びや、他者との関わり合いを通して学びを深める協働的な学びの一体的な充実に向けて、基盤となる I C T環境の充実に取り組む必要があります。



取組方針

- 1人1台端末やデジタル教材を活用した授業の円滑な実施に向け、教育通信ネットワークの利用状況の把握と、適切な増強に取り組みます。
- 市立学校へ導入した1人1台端末について、耐用年数を考慮しながら、計画的な更新等に取り組みます。

第5章

教育施策の推進体制

1. 進行管理

教育構想に基づき推進する施策については、毎年度、定期的な点検とその結果のフィードバックによる進行管理を行います。

施策の点検には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（点検・評価）を活用し、成果目標や関連する指標を設定することで効果的な推進を図ります。

社会環境や教育課題の変化を踏まえつつ、前年度の執行状況に対する教育委員会による自己評価や学識経験者の評価を活かし、次年度以降の教育施策の見直しや事業の追加・修正等を行います。

2. 関係部局との連携の推進

市民の学びにつながる取組は、子育て・福祉・まちづくり・市民協働・環境・地域経済・スポーツ・文化など、様々な分野を所管する他の部局においても行われており、より効果的で厚みのある取組が可能となるよう、関係部局との相互連携をこれまで以上に緊密にしながら、組織横断的な取組を展開します。

3. 多様な主体との連携・協働の推進

教育構想における各種施策を効果的に推進するために、学校・家庭・地域の各主体が主体的にこどもの教育や生涯の学びにおける役割を果たせるよう支援するとともに、各種団体・企業・大学など多様な主体との連携・協働の充実を図ります。

4. 情報の発信

教育構想の実現のためには、「学び」の主体である市民の理解と協力を得ることが不可欠です。そのため、教育施策の基本的な方針や各種取組の内容などについて、分かりやすく丁寧な情報提供に取り組み、本市教育の基本理念が幅広い市民に浸透するよう努めます。

資料編

※用語集やプランの策定経過を記載予定